

営繕工事における週休2日確保工事 の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）

（対象）

第1条 本工事は、営繕工事における週休2日確保工事 試行要領（以下、「要領」という。）に基づく週休2日確保工事の試行対象工事である。

（取り組みの変更）

第2条 受注後、受注者は工事着手日までに発注者と協議のうえ、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日確保工事に変更することができる。なお、担い手確保の目的に鑑み、可能な限り週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事に取り組むことが望ましい。

（現場閉所日の確保）

第3条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。ただし、完全週休2日（土日）確保工事においては、同一の週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。）内において振り替えを行わなければならない。

3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

- （1）異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
- （2）現場見学会等、現場を公開するもの。
- （3）発注者の指示によるもの。

（実施方法）

第4条 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休2日確保を反映したものとする。

2 受注者は、第2条第1項により取組みを変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。この場合において、前項にかかわらず、工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、完全週休2日（土日）確保又は月単位の週休2日確保を反映したものとする。

3 受注者は、工事途中に工事打合せ簿に理由を記載し通知することで、完全週休2日（土日）確保工事は、月単位若しくは通期の週休2日確保工事に、月単位の週休2日確保工事は通期の週休2日確保工事に変更することができる。

4 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知するものとする。

5 受注者は、第3条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合せ簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

6 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

7 受注者は、工事途中に週休2日確保工事を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合せ簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

（アンケート調査等）

第5条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

（その他）

第6条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(参考 「週休2日確保工事」 工事看板の例)

